

法人市民税の申告納付について

市民税の申告納付については、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和2年4月1日以後に開始する事業年度について、内国法人のうち、事業年度開始時に資本金又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社におかれましては、電子申告（eLTAXによる申告）をお願いいたします。

1 申告納付期限

- (1) 確定申告の場合は原則として事業年度終了の日の翌日から2月以内
- (2) 予定申告・中間申告の場合は事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内

2 税率

【法人税割税率表】

資本金の額又は出資金の額	事業年度開始日	
	平成26年10月1日以後 令和元年9月30日以前	令和元年10月1日以後
1億円を超える法人（相互会社を含む）	12.1%	8.4%
上記以外の法人	9.7%	6.0%

【均等割税率表】

資本金等の額	町田市従業者総数	税率
50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下の法人	50人超	12万円
上記以外の法人等		5万円

3 ご注意

(1) 市のホームページで様式がダウンロードできます。

課税標準の分割に関する明細書（その1）（第二十二号の二様式）やその他納付書、申告書等が必要な場合は市のホームページから必要なものをダウンロードしてご使用いただきますようお願いいたします。

<ホームページ掲載場所>※町田市ホームページ <https://www.city.machida.tokyo.jp/>
「町田市ホームページ」→「暮らし」→「税金」→「申請書等のダウンロード」→「法人市民税関係書類」

(2) 法人の実情に合わせて申告・納付をお願いいたします。

法人の実情に合わず、市から申告書・納付書の送付がある（または送付がない）場合があります。申告書・納付書の送付有無にかかわらず、法人の実情に合わせて申告・納付をお願いいたします。

4 納付場所

1 町田市公金収納取扱店（順不同）

全国の下記金融機関の本店、支店又は出張所の窓口で取扱いができます。（2026年4月1日時点）

みずほ銀行	きらぼし銀行
横浜銀行	横浜信用金庫
東日本銀行	川崎信用金庫
西武信用金庫	多摩信用金庫
城南信用金庫	ハナ信用組合
芝信用金庫	中央労働金庫
大東京信用組合	
東京都信用農業協同組合連合会及び東京都の各農業協同組合	
町田市農業協同組合	

*金融機関の合併及び商号変更等があった場合は、この限りではありません。

2 ゆうちょ銀行・郵便局

次のゆうちょ銀行・郵便局で納期限内に限り取扱いができます。

東京都・関東各県（神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬）・山梨県に所在するゆうちょ銀行・郵便局

3 町田市内の下記市民センター

南・なるせ駅前・鶴川・忠生・堺・小山の各市民センター

4 町田市指定金融機関

町田市役所内派出所

※納付書は、領収証書（納税者保管）・納付書（金融機関保管）・領収済通知書（市町村保管）の3か所にご記入をお願いいたします。なお、納付書は切り離さずに金融機関へお持ちください。

※法定納期限後に、この申告による市民税を納付される場合又は期限後の申告による市民税を納付される場合には、納付日に応じて延滞金が増加されますので、あわせて納付してください。（延滞金の算出で不明な点がありましたら、下記財務部納税課までご連絡ください。）

※納付については、電子納付（eLTAXによる納付）をお願いいたします。

〈お問い合わせ先〉

〒194-8520

東京都町田市森野2丁目2番22号 町田市役所

代表 042-722-3111

【申告についてのご相談】

財務部市民税課法人市民税担当 内線 2617~2618 直通 042-724-3279

FAX 050-3085-6084

【納付のご相談および延滞金についてのお問い合わせ】

財務部納税課 直通 042-724-2121